

長崎県・対馬市補助金について

			長崎県	対馬市
			補助要件	補助要件
			立地協定の締結 新規雇用者：5名以上 ※事業開始から1年以内に雇用	(1) 投下固定資産 ①500万円以上、②1,000万円以上、③2,000万円以上 ※資本金①5千万円以下、②5千万円～1億円、③1億円超 (2) 新規常用雇用者：5名以上（全業種） ※①1年以上の雇用、②雇用保険加入、③市内在住の正社員・パート 対象業種：製造業、旅館業、ソフトウェア業、情報処理サービス業など11業種 ソフトウェア業、情報処理サービス業は投下固定資産要件なし
対象経費			補助金算定	補助金算定
初期経費	運営経費	①新規雇用経費	【3年間補助】 新規雇用者数 × 60万円 ※起算日から1年間の雇用継続が必要 ※2年目以降は実増員数に対して補助 ※県内転職者は対象外	【3年間補助】 正社員：20万円、パート等：10万円、限度額：1千万円 ※事業を開始したと認めた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者に1回限り 金額を上乗せ予定、またU I ターン優遇を上乗せ予定
		②賃借料（共益費除く）	【3年間補助】 賃借料 × 75% × 3年 ※対象経費となる賃借料は月額7,500円/坪を上限とする	【3年間補助】 実支出額の1/4以内 上限50万円/月 1/4に拡充予定（県と合わせると実質10割）
		③通信費	【3年間補助】 通信費 × 75% × 3年 ※限度額：1億2千万円（年間上限：4千万円）	
	費	④設備投資費	【3年間補助】 設備投資額 × 15% ※設備投資額：2千万円以上 ※事務所設置から3年以内に支払ったものを対象	【事業所年度1ヶ年のみ】 改修費の実支出額の1/5以内 補助率を1/2へ、上限額を2千万円に拡充予定。
限度額			4億5千万円	2.5千万円（3ヶ年総額） 4千万円に拡充予定

※その他、離島であり交通費がかかるため、管理者等が島へ来る際、及び島内雇用者が研修等で島外へ出る際の旅費等の補助を拡充予定。